

毎週火、金曜日発行（但休日に当たるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地改良区換地計画の認可  
町村合併に関する計画の勧告  
理容師美容師試験の実施  
昭和三十一年の天災の被害農業者に対する経営資金の融通に係る区域の指定  
町村合併調整委員の任命  
家畜人工授精師の免許等
- ◇公告 毒物及び劇物取扱者試験の実施  
警察官採用試験の合格者  
市町村職員共済組合組合会の招集
- ◇雑報

## 告示

### 鳥取県告示第百二十一号

羽合土地改良区から申請のあつた換地計画について、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条  
第一項の規定により、昭和三十二年三月十八日認可し  
た。

昭和三十二年三月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 鳥取県告示第百二十二号

新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第六十四号）  
第二十八条第一項の規定に基き、次のとおり町村合併に  
関する計画を定め、昭和三十二年三月十九日関係町村に  
勧告した。

昭和三十二年三月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

合併計画による町村

- |       |     |
|-------|-----|
| 一 気高郡 | 気高町 |
| 〃     | 鹿野町 |
| 二 日野郡 | 根雨町 |
| 〃     | 黒坂町 |

三日野郡	高宮村
"	多里村
"	伯南町
"	福栄村
"	石見村

鳥取県告示第百二十三号

理容師美容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）第五条第一項及び第二項の規定に基く理容師試験及び美容師試験を次のとおり施行する。

昭和三十三年三月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和三十三年五月七日午前八時三十分

場所 鳥取市富安 鳥取公共職業補導所

(2) 実地試験

日時 昭和三十三年五月十五日午前八時三十分

場所 鳥取市富安 鳥取公共職業補導所

二 受験資格

学校教育法（昭和二十年法律第二十六号）第四十七条に規定する者で、理容師美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第二条第一項又は同法第三条第一項の規定に基く厚生大臣の指定した理容師、美容師養成施設で理容師美容師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十一号）第九条に定める期間以上理容師又は美容師となるに必要な知識及び技能を習得した後、一年以上の実地習練を経た者。

三 受験手続

受験願書（別記様式）に鳥取県収入証紙五百円をはりつけ次の書類を添えて昭和三十三年五月一日（水曜日）までに、も寄の保健所に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 学校教育法第四十七条の資格を有することの証明書

(3) 実地習練修了証の写又は修了証明書

- (4) 厚生大臣の指定した養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書
- (5) 戸籍謄本又は戸籍抄本
- (6) 写真（出願前六箇月以内に撮影し裏面に住所、氏名及び生年月日を記入した名刺型上半身のもの）
- (7) 健康診断書

四 その他

- (1) 受験願書には受験種別（理容又は美容）の一方を記入すること。
- (2) 出願者には受験票を試験前日までに郵送するので配達不能等がないよう受験願書に住所（誰々方まで記入）及び氏名を明記すること。
- (3) 学科試験に合格した者でない実地試験を受けることはできない。
- (4) 実地試験の受験者モデルを帯同すること。

（別記様式）

理容師 試験受験願書

本籍

住所（住所と通知を受けるところが異なるときは通知を受けるところを記入すること）

氏（ふりがな）名

年 月 日生

一 受験種別（理容師）（美容師）

右のとおり理容師（美容師）試験を受けたいので別紙関係書類を添えて出願します。

昭和三十三年 月 日

右氏 名

鳥取県知事 遠 藤 茂殿

鳥取県告示第百二十四号

昭和三十一年六月から九月までの天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定

措置法の適用に関する政令（昭和三十一年政令第二百九十四号）第五条の二の規定により、次のとおり昭和三十一年六月から九月までの天災の被害農業者に対する経営資金の融通にかかる地域の区域を指定する。

昭和三十二年三月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

区 分	郡(または市)名	新町村名	旧町村(または開拓農業協同組合)名	大字名
	鳥取市	米子市	末恒村	伏野
一般農業者	岩美郡	福部村	住吉村	彦名
	福部村	福部村	旗ヶ崎	細川
開拓者	東伯郡	関金町	山守村真野原	明高
	西伯郡	中山村	開拓農業協同組合	羽田井
	名和町	上中山村大都	高田	門前
	逢坂村	庄内村新高田	加茂	松河原
		名和村上大山	下市	
		神田		
		逢坂村大中尾		
		二本松		

西伯郡 大山町 大山村香取 中榎原 赤松 豊房

鳥取県告示第二百二十五号  
 新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第六十四号）第二十七条第一項の規定により、昭和三十一年三月十九日から気高郡気高町および鹿野町の境界変更に関する争論を調停に付し、その町村合併調整委員を次のとおり任命した。

昭和三十一年三月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

木島公之  
 井上安栄  
 小谷善高  
 太田実太郎  
 荻原治郎

鳥取県告示第二百二十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条及び同法第二十四条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許及び家畜人工授精所の開設の許可をした。

昭和三十一年三月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

家畜人工授精師免許の部

免許番号	家畜人工授精師として業務を行う家畜の種類	住 所	氏 名
四〇五	めん羊、山羊	気高郡気高町大字重高四七番地	堀尾 直行

家畜人工授精所開設許可の部

許可番号	家畜人工授精所の名称	住 所	氏 名
一三九	堀尾家畜人工授精所	気高郡気高町大字重高四七番地	堀尾 直行
一四〇	安藤	倉吉市上古川一〇八番地	安藤 修一
一四一	広沢	鳥取市賀露町一、二五二番地	広沢 栄一

## 公 告

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三〇三号）第八條第一項第三号の規定により毒物及び劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和三十三年三月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

## 一 期日及び場所

昭和三十三年四月二十四日午前十時から午後三時  
倉吉市広瀬町 倉吉保健所講堂

## 二 試験の種類及び科目

## 1 筆記試験

(A) 毒物及び劇物に関する法規

(B) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

但し、農業用のみ受験する者については毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする。

## 2 実地試験

毒物及び劇物の識別並びに取扱方法

但し、農業用のみ受験する者については毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする。

## 三 手 続

受験希望者は毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年三月鳥取県規則第九号）に定める試験申請書に五百円の収入証紙をはりつけ次の書類を添えて昭和三十三年四月十四日までに所轄保健所長に提出すること。

## 1 履歴書

## 2 戸籍抄本

3 写真（申請前六箇月以内に脱帽で上半身を撮影した手札型で台紙のないもの）二葉

4 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、おし、つんぼ、盲又は色盲でないことを証する医師の証明書

## 別 記

一 黄燐、硫化燐及びこれらのいずれかを含有する製剤。  
二 シアン化合物及びこれを含有する製剤。但し、ベルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰窒素

並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

三 水銀化合物及びこれを含有する製剤。但し、朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞、雷汞及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

四 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。

五 砒素、その他化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。

六 モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。

七 テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤。

八 ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有する製剤。

九 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。

十 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。

十一 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤。

十二 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤。

十三 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。

十四 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤。

十五 亜鉛塩類。但し、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。

十六 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。

十七 クロロピクリン及びこれを含有する製剤。

十八 砒弗化水素酸塩類。

十九 銅塩類。但し雷銅を除く。  
二十 二硫化炭素及びこれを含有する製剤。  
二十一 バリウム化合物。但し、硫酸バリウムを除く。  
二十二 ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。

二十三 ロテノン及びロテノンを含有する生薬（デリス根、魚藤根の類）並びにこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ロテノン二%以下を含有するものを除く。

二十四 硫酸及びその含有物。但し、硫酸一〇%以下を含有するものを除く。

二十五 プロムメチル。

二十六 二―四―ジニトロ一六―シクロヘキシルフェノール及びこれを含有する製剤。但し、二―四―ジニトロ一六―シクロヘキシルフェノール一五%以下を含有する製剤を除く。

二十七 ペンタクロルフエノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ペンタクロルフエノールとして五%以下を含有するものを除く。

二十八 二―イソプロピル一四―メチルピリミジル一六―ジエチルチオホスフィット及びこれを含有する製剤。

二十九 ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ジクロルベンジル酸として一五%以下を含有するものを除く。

三十 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエングジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。

三十一 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。但し、ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン五%以下を含有するものを除く。

三十二 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエングジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。但し、ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエングジメタノナフタリン五%以下を含有するものを除く。

三十三 硝酸タリウム及びこれを含有する製剤。但し、硝酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒色に着色され且つトウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。

三十四 硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。但し、硫酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒色に着色され且つトウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。

三十五 燐化亜鉛及びこれを含有する製剤。但し、燐化亜鉛一%以下を含有し、黒色に着色され、且つ、トウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。

第三回鳥取県警察官（巡査）採用試験合格者を次のように公告する。

昭和三十三年三月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

（受験番号） （氏名）

一八	竹	信	照	彦
二四	小林	勲	夫	
五二	本田	勲	夫	
一、〇四二	西田	忠	功	
三	淀瀬	文	夫	
七七	湯邨	勝	夫	
一、〇〇四	山根	栄	路	
一一	川口	修	路	

補欠

六三 谷口昇三

一、〇〇九 松本軍平

六五 小谷秀隆

二三 前田稔

三一 大島初美

一、〇三一 幡原猛真

六八 米谷静夫

四九 西尾武夫

雑報

鳥取県市町村職員共済組合第二回組合会を次のとおり招集する。

昭和三十三年三月二十二日

鳥取県市町村職員共済組合

理事長 野坂 寛 治

一期 日 昭和三十三年三月三十日午前十時三十分

